

一般社団法人 全国専門学校情報教育協会

事業提案書

平成 27 年 5 月 26 日

一般社団法人 全国専門学校情報教育協会
経営改革特別委員会

委員長	佐	竹	新	市
委員	麻	生		健
	大	平	康	喜
	岡	山	保	美
	河	原	成	紀
	古	賀	稔	邦
	鳥	居	高	之
	中	島	慎	太郎
	平	井	利	明

はじめに

一般社団法人全国専門学校情報教育協会は、平成 23 年 4 月 1 日に前身である全国専門学校情報教育協会が一般社団法人格を取得し現在に至っている。一般社団移行当初は、会員総数 86 校であったものの現状では 75 校にまで会員数を減らしている。また、法人設立後は、文部科学省からの事業受託により予算規模こそ増加したものの、大きな柱となるべき事業は開始されていないのが現状である。

このような状況の中で、平成 27 年 2 月 9 日に開催された第 14 回本会理事会において会員増強および新規事業立ち上げについて集中的に検討するための経営改革特別委員会が設置され、以下の 3 つの事項について検討した。

I. 検定事業の計画

II. 体系的な研修事業の設計及び教員認定の在り方

III. 会員制度の見直し

本提案書は、平成 27 年 3 月 9 日（月）、4 月 21 日（火）、5 月 26 日（火）に開催された 3 回に渡る経営改革特別委員会の審議の過程およびその結果を取りまとめたものである。本事業提案書により新事業を立ち上げ本会の経営基盤を強化すると共に会員の発展に貢献する。

一般社団法人 全国専門学校情報教育協会
経営改革特別委員会 委員 一同

経営改革特別委員会審議の経過および結果

I. 検定事業の計画

本協会の新事業として、ネットワーク社会において知っておくべき常識を確認するための試験を実施することについて検討した。

以下は、実施要項に盛り込むべき事項について検討結果を取りまとめたものである。

(1) 主催団体

- 一般社団法人 全国専門学校情報教育協会

(2) 試験名称

- インターネット ベーシック ユーザー テスト
Internet Basic User Test (略称「iBut」)

(3) 等級の設定

- 当面、等級設定は行わない。

(4) 受験対象者

- インターネットを利用するすべての者
 - 高校卒業程度の知識を有する者
- ※ 第1回試験は、本会会員校および会員校の連鎖校等で試験を実施する。

(5) 受験資格

- 学歴、年齢、性別、国籍等に制限はしない

(6) 試験方法

- ペーパーテスト (60分間 出題数50題)
- *一部の学校において解答用紙の電子化のテストを行う。

(7) 試験内容、範囲

- 試験内容等は以下の項目に分類し、適切な問題数を出題する。(別紙1参照)
- ①インターネットの基礎 ②インターネットのしくみ ③コンピュータウイルス
④セキュリティ ⑤インターネットの光と影 ⑥インターネット関連法規
⑦インターネット利用者モラル

(8) 試験実施回数および日程

- 平成 27 年 9 月にプリテストを実施する。
* テストの実施基準日は、平成 27 年 9 月 15 日（火）とし、前後 1 週間（9 月 8 日（火）～22 日（火））の間で各学校がそれぞれ日程を設定し試験を実施する。
* 事務手続き等は、別紙 2 プリテスト必要書類一式を参照。
- 平成 28 年 4 月に第 1 回本試験を実施する。
* テストの実施基準日は、平成 28 年 4 月 15 日（金）とし、前後 1 週間（4 月 8 日（金）～22 日（金））の間で各学校がそれぞれ日程を設定し試験を実施する。
* 第 1 回試験の問題、解答用紙等は回収する。
* 4 月以降の実施日程は、プリテスト実施後に再度検討する。

(9) 受験料

- 1,700 円（税込）
* 会場に対する事務手数料は受験料の 20%～40%を支払う。
* 事務費は担当業者に 20%を支払う。
* 受験料シミュレーション（別紙 3）参照。
* 9 月に開催するプリテストは無料で実施。

(10) 試験会場が行う作業および手数料

- 試験会場が行う作業および事務手数料は以下の通り。
* プリテストでは、学校への手数料は発生しない。

【会場が行う作業等】

- ① 受験申込受付取りまとめ一式（受験者管理および受験料管理）
- ② 検定試験の実施、運営
- ③ 試験の採点および結果のとりまとめ
- ④ 本部へ必要書類の送付と合格証書の請求
- ⑤ 合格証書の配布

【試験実施に関する手数料等】

一般社団法人	全国専門学校情報教育協会	会員校	40%
一般社団法人	全国専門学校情報教育協会	非会員校	20%
中学校・高等学校			20%
大学・短期大学等			20%
企業・団体等			20%

(11) 合格認定基準

- 100 点を満点とし、合格点は 80 点。

(12) 試験結果の通知

- 合否結果および点数は、試験本部が学校・団体を經由して通知する。
- 試験結果の詳細は、将来的にはレーダーチャート等の分析結果を通知予定。

(13) 合格証書

- 合格証書を配布する。
* 合格証書サンプルは別紙 2 - ⑥参照。

(14) 試験問題作成委員会

- 試験問題作成委員会および試験問題検証委員会を設置する。
- 年間、50 問×3 パターン程度の検定試験問題を開発する。

【試験問題作成委員会】

- ① 委員は 5～7 名程（本委員会の委員校から各 1 名程度）
- ② 各委員 30 題の新規作問
- ③ 年間 1 回 1 名 5 万円

【試験問題検証委員会】

- ① 有識者（専門家、企業、高等学校）等 3～5 名程度
- ② 新規作問の検証および出題選定
- ③ 年間 1 回 1 名 10 万円

* 情報教育研究会の会長で目白研心中学校・高等学校校長の松下秀房先生には、ご協力を了解いただいている。

(15) コンプライアンス委員会の必要性

- 委員会の設置は、今後の試験の推移を視野に入れて再度検討

(16) 販売促進ツール等

- 本検定試験の WEB サイトを構築する。
- チラシ（広告）等のツールを作成。

(17) 教材販売

- 教材は、本会ホームページから pdf を無料でダウンロードする。

Ⅱ. 体系的な研修事業の設計及び教員認定の在り方

「職業実践専門課程」の制度の運用開始、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の審議内容取りまとめと中央教育審議会への提出を機に職業教育に対する期待が高まり、専門学校も高等教育機関としての社会的責任を果たしていく段階となってきた。

こうした中、本委員会は教員の質的向上とその教員の能力を証明することについて検討してきた。特に、新たな高等教育機関の目的に照らし、教員組織の一定割合で必要とされる、各職業分野において卓越した実績を伴う実務経験を有する者の育成に着眼し、体系的な教員研修制度と教員認定制度の発足について検討した。

審議の過程は、研修制度、認定制度の発足のみならず、各学校の教員の研修履歴管理とその公開等にまで至り、学校の質保障に対する関心の強さを垣間見ることが出来た。

また、今回は研修、認定、教員研修履歴管理についての骨子を提言する。以降の細部に関しては平成27年度設置する委員会等で継続的に審議することに期待する。

以下は、検討の結果である。

1. 教員研修制度

(1) 目的

- 職業教育を担当する教員として知っておくべき知識を網羅的に身に付けるとともに教員として能動的に学び続ける態度を形成する。

(2) 対象

- 専門学校教員

(3) 内容

- 教員研修・認定制度の概要参照（別紙4）

(4) 研修区分

- ①概要系 ②知識心得系 ③教育力系 ④専門系 の4種類の研修に区分する。

① 概論系

職業教育を担当する教員として知っておくべき「教育概論」「職業教育概論（専修学校制度理解含む）」「教育方法論」「教育心理学」等を学ぶ。

なお、研修の実施については、都道府県専修学校各種学校連合会等が行う教員研

修をこれにあてる。

また、放送大学で行われている教育概論系授業をこの研修の一部として認めることや e-learning 等を利用して本会が研修を実施することについては、継続して検討することを提案する。

② 知識・心得系（仮称）

教育活動を安全かつ継続的に実施していくことを前提として、知っておくべき「教育著作権」「個人情報保護（マイナンバー制度含む）」「安全知識」「リスクマネジメント」「ハラスメント対応」「クレーム等対応」「メンタルヘルス」「IT リテラシー」等を学ぶ。

各科目は、本会が実施する 10 時間（1 泊 2 日程度）の研修を受講し、その能力向上を図り修了者には受講修了証を発行する。これらの研修の e-learning 化について継続的に審議することを提案する。

③ 教育力系

教育の成果および効果を有効かつ効率的に実施するために必要な「カリキュラム設計能力（インストラクショナル・デザイン）」「教育指導力（個別指導：コーチング・メンタリング等）」「教育指導力（グループ指導：アクティブラーニング、ファシリテーション）」「教育実践演習」「キャリアデザイン」を学習する。

各科目は、本会が実施する 20 時間（2 泊 3 日程度）の研修を受講し、その能力向上を図り修了者には受講修了証を発行する。これらの研修の一部は e-learning 化について継続的に審議することを提案する。

④ 専門系

各職業分野において卓越した実績を有する者の育成については、その専門分野の時代背景を加味し、学び続ける継続性と地元企業や最先端技術の習得等を念頭に入れ、教員自らが専門知識や技術を習得するために参加するセミナーをこれにあてることにする。また、本会の役割は、文部科学省等の委託事業等で開発した専門知識や技術を習得するための教育プログラムの実証等をもってこれにあてることにする。

なお、今後は「専門系」研修として、本会が認める研修のガイドライン等について継続的に審議することを提案する。

2. 教員認定制度

(1) 目的

- 本会が実施する教員研修や本会が認める教員研修・セミナー等の受講履歴を管理し、一定の時間数を受講した者に対し、職業教育を担当する教員として卓越した能力を有する者として認定する。
- また、教員の卓越した能力を証することはもちろんのこと、この認定制度を3年程度運用し、その実績をもとに実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の教員の資格要件のひとつとなることを目指す。

(2) 対象

- 専門学校教員

(3) 内容

- 教員研修・認定制度の概要参照（別紙4）

(4) 認定区分

- 教員補認定（仮称）
- 教員認定
- 卓越教員認定

(5) 認定要件

【教員補認定】

- 以下の①～④の要件を全て満たした者を「教員補」として認定する。

① 概要系（累積10時間以上）

都道府県専修学校各種学校連合会や放送大学が行う講義のうち本会が定める研修ガイドラインに則った研修を10時間以上履修し、修了した者について「教員補概要系研修修了者」として認定する。

② 知識・心得系（仮称）（累積20時間以上）

本会が実施する10時間（1泊2日程度）の研修を累積で20時間以上受講した者に対し「教員補知識・心得系研修修了者」として認定する。これらの研修はe-learningによる能力認定について継続的に審議することを提案する。

また、本会が定める知識・心得系科目に関連する団体や研修事業者等が行う研修やセミナーを受講した者に対しても本会が行う研修と同様の時間を認定する。

さらに、各科目に該当する検定試験等の取得者に対しても研修ガイドラインに則り研修修了者として一定時間を認定する。

③ 教育力系（累積 20 時間以上）

本会が実施する 20 時間（2 泊 3 日程度）の研修を累計で 20 時間以上受講した者に対し「教員補教育力系研修修了者」として認定する。これらの研修の知識習得部分（事前学習）は e-learning による研修受講および能力認定について継続的に審議することを提案する。

また、本会が教育力系科目に関連する団体や研修事業者等が行う研修やセミナーを受講した者に対しても本会が行う研修と同様の時間を認定する。

さらに、各科目に該当する検定試験等の取得者に対しても研修ガイドラインに則り研修修了者として一定時間を認定する。

④ 専門系（累積 10 時間以上）

本会が実施する専門技術習得系の研修を累計で 10 時間以上受講した者に対し「教員補専門技術学習系研修修了者」として認定する。

また、本会会員校が企業等と連携して行う専門技術習得のためのインターンシップ等や団体や研修事業者等が行う研修やセミナーを受講した者に対しても研修ガイドラインに則り研修修了者として一定時間を認定する。

さらに、年度内に教員自身が担当する専門技術に関する検定試験等を取得者に対しても研修ガイドラインに則り研修修了者として一定時間を認定する。

【教員認定】

- 事業スキームは教員補と同様とし、以下の①～④の要件を全て満たした者を「教員」として認定する。
- ① 概要系研修を 50 時間以上終了した者
- ② 知識・心得系研修を 60 時間以上終了した者
- ③ 教育力系研修を 60 時間以上終了した者
- ④ 専門系研修を 30 時間以上終了した者

【卓越教員認定】

- 教員認定を受けた者が、1 年間に専門技術習得研修を 10 時間以上、50 時間以内受講し、かつ連続する 5 年間の累計が 100 時間を超えて当該研修を修了した者を「卓越教員」として認定する。

(6) 研修受講管理システム

- 本会が定める教員研修を受講した者の履歴を管理するためのデータベースを作成する。

Ⅲ. 会員制度の見直し

本会の会員増強策の一環として準会員制度の制定について検討を行った。具体的には、本会が行う①研修事業、②イベント事業、③検定事業、④教材販売事業の各事業に準会員として、リーズナブルな会費で参画ができる制度の制定を目指した。

【審議の結果】

検定事業の実施状況や研修・認定事業の活動状況等を協会成長指標とし一定の成長が実感されるまで準会員制度の制定を据え置くこととする。

審議の過程では、以下のような意見が提出された。

- ・現行の会員制度の会費の金額が提供されるサービスと比較して若干高めに設定されている。
- ・準会員制度を設けることによって、協会に参画しやすい環境を整備することは意味があるが、正会員の減少を招くリスクがある。
- ・検定事業や教材販売事業は、未だ実施されておらず、現在の状況で準会員制度を設けると正会員の準会員化が進み、会費の減少につながるのではないか？

以下は、委員会で審議資料。

(1) 現行制度の把握

- ・会員資格（定款 6 条）
正会員（認可の専修学校）および賛助会員（参画を希望する個人、法人）で構成
- ・入会金（定款 8 条）
5 万円（正・賛助会員とも）
- ・会費（定款 8 条）
原則 10 万円。年度末までの月数×1 万円（正・賛助会員とも）
- ・本会会員が受けることが出来る事業（第 4 条）メリット
 - ① 研修事業
 - ② 調査研究事業
 - ③ 広報活動
 - ④ イベント事業
 - ⑤ 行政施策への対応
 - ⑥ 情報教育に関する企業との連携
 - ⑦ 教材製作及び販売
 - ⑧ その他

(2) 準会員制度新設の検討

目的：本会が行う特定の事業について会員と同等のメリットを受けることが出来る新たな準会員制度を新設する。

対象：研修事業、イベント事業、検定関連事業、教材販売事業

準会員区分：研修準会員、イベント準会員、検定準会員、教材準会員

準会員資格：認可の専修学校、参画を希望する個人および法人

入会金：なし

会費：1区分につき、年間3万円

各会員メリット

① 研修準会員

本会が行う研修事業に正会員と同等の価格で参加することが出来る。

② イベント準会員

本会が行うイベント事業に正会員と同等の価格で参加することが出来る。

③ 検定準会員

本会が行う検定事業を正会員と同等の待遇（受験料、会場手数料）で実施することが出来る。

④ 教材準会員

本会が販売する教材等について正会員と同等の価格で購入することが出来る。

IV. 組織の付加について

本事業に検定事業を付加すること、また継続的に研修事業、教員認定事業を審議していくことを鑑み、本会の委員会構成を別紙5の通り変更することを提案する。

具体的には、企画委員会と並列して、派生的に検定委員会を設置。検定委員会直下に作問委員会および検証委員会を設置し、試験問題の作問と検証をスムーズに行えるようにする。

また、研修事業および教員認定事業等の制度設計は、企画委員会に研修委員長およびその他学識経験者等にも委員として参画いただき、継続的に審議することにした。